

第7期実施計画策定方針

1. 第二次基本計画での実施計画の執行状況

我孫子市では、平成23年9月に行った基本構想の見直しを受けて、第二次基本計画の見直しを行い、平成24年度から27年度までを計画期間とする後期計画を策定しました。

後期計画でも、引き続き次の5つの重点プロジェクトを中心に、震災からの復旧・復興や放射能対策、水害対策、小中学校・保育園の耐震化など、市民のくらしと安全を守るための施策や、若い世代の定住化、健康寿命の延伸、地域コミュニティの活性化、産業振興などの重要課題に対する施策を位置付け、重点的に推進していくこととしました。

- 1 手賀沼をはじめとする我孫子ならではの自然を大切に、環境にやさしいくらしをはぐくむまちづくり
- 2 我孫子の資源をいかし、豊かな地域を創り出す活力あるまちづくり
- 3 みんなが安全にくらせるまちづくり
- 4 若い世代に魅力ある、子育てしやすいまちづくり
- 5 誰もが生涯をとおして、健康で自立した生活を安心しておくれるまちづくり

この後期計画の下、平成24年度から26年度までを計画期間とする第6期実施計画を策定し、現在、さまざまな事業を効率的・効果的に実施しています。第6期実施計画で位置付けた事業については、地権者との用地交渉がまとまらなかった事業や、運営方法・事業手法などの検討を要する事業、補助金の活用が見込めなくなった事業を除き、おおむね計画どおりに進んでいます。

しかし、こうした中、我孫子市の人口は、震災直後の平成23年4月から25年8月末までの2年5か月間で約2,300人減少し、深刻な状況が続いていることから、今後さらに、若い世代の定住化策を強化して、重点的に取り組んでいく必要があります。

2. 策定の基本的な考え方

第7期実施計画は、第6期実施計画との継続性や整合性を踏まえながら、後期計画の施策をより推進する事業計画とするとともに、人口減少や少子高齢化の進展といった社会構造の変化を見据えながら、第二次基本計画の計画期間中に策定する最後の実施計画とします。

そのため、第7期実施計画では、引き続き、後期計画の重点プロジェクトを推進する事業を優先的に実施していくとともに、後期計画の施策を推進する事業を位置付けます。

実施計画の策定にあたっては、第6期実施計画の最終年度に位置付けた事業の再精査も含め、事業の必要性や、市が実施する必要性、市民との協働による事業手法の工夫、財源確保をはじめとした効率的・効果的な執行の工夫などを精査して、事業を選定していきます。

さらに、中期財政計画との整合を図るため、3か年を通して、事業費を含めた実施事業の精査を行います。

3. 計画期間

第7期実施計画の期間は、平成26年度から28年度までの3か年とし、計画行政による総合的・効果的な行政経営を行います。

また、人口減少や少子高齢化の進展に伴って、これまで以上に厳しい財政状況が予想される中、社会情勢や行政需要の変化、制度改正などに迅速に対応できるよう、計画の最終年度を第三次基本計画第8期実施計画の初年度と重複させるローリング方式を採用します。なお、第二次基本計画後期計画は、平成27年度までの計画であるため、第7期実施計画に位置付けた平成28年度の事業については、第三次基本計画の策定に合わせて再精査します。

さらに、毎年度の予算編成時期に時点修正を加え、よりの確な事業精査に基づく予算の重点配分を行います。

4. 計画に位置付ける事業

第7期実施計画には、次に掲げる事業を計上します。

- ① 東日本大震災からの復興、放射能対策に関する事業
- ② 若い世代の定住化を促進する事業
- ③ 平成26～28年度に新たに立ち上げる事業
- ④ 既存事業のうち、新たな視点や手法で行う事業
- ⑤ 既存事業のうち、事業の本格実施（例：施設整備のうち建設工事など）を平成26～28年度に行う事業
- ⑥ 既存事業のうち、重点的に資源投資を行うなど、引き続き後期計画で推進する重要な事業

5. 事業の採択基準

震災からの復興や放射能対策を進める一方で、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ後期計画の施策を確実に実現していくためには、事業を徹底して精査し、真に優先度の高い事業を選択していく必要があります。

そのため、各施策や事業について、事業仕分けや行政評価を十分に活用して、市民の視点で評価していきます。今回の実施計画では、後期計画の施策の推進を基本に、次のような視点で事業採択を行い、限られた資源の効果的・効率的な配分を行います。

① 事業の必要性

後期計画を推進していく上で、真に優先度の高い事業かどうかを次の視点で精査します。

- ア. 後期計画の重点施策を実現するため、貢献度が高い事業か。
- イ. 市民ニーズが高く、緊急性が高い事業か。
- ウ. 法令等の義務付けがある事業か。

② 市が実施する必要性

厳しい財政状況の中で、持続可能な自治体経営を実現していくためには、公共サービスを行政だけでなく、市民と行政がともに担っていくことが不可欠です。そのため、こうした観点から、市が実施する必要性がある事業か、民間企業やNPO、市民団体などで実施できる事業かどうかを精査します。

③ 市民との協働による事業手法の工夫

総合計画では、将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを重要な柱としています。地方分権改革の流れの中で市民と行政が対等なパートナーとしてまちづくりを進めることが、今後さらに求められます。そのため、市民との協働への積極的な工夫を事業採択の重要な要素とします。

④ 財源確保をはじめとした効果的・効率的な執行の工夫

事業選択にあたっては、委託やPFIなどの民間の活用、維持管理費の削減策の実施、国・県の助成制度の活用、適正な受益者負担など、事業費削減や財源確保の面で効果的・効率的な執行の工夫がなされているかを精査します。